

# 木津川市教育委員会会議録

令和元年第11回木津川市教育委員会定例会

- 日 時：令和元年11月27日（水） 午後1時30分から午後2時44分まで
- 場 所：木津川市役所 3階 3-1会議室、3-4会議室
- 出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員  
（事務局）竹本教育部長、遠藤理事、志賀理事、藤岡教育部次長兼学校教育課長、  
吉岡教育部次長兼こども宝課長、島川学校教育課担当課長、  
西村社会教育課長

傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第12条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

〈傍聴者入室〉

1. 開 会 教育長  
教育長あいさつ
2. 前回会議録の承認  
委員より異議なく承認された。

### 3. 議 事

《議案第48号 木津川市体育館条例の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

加茂体育館は、木津川市公共施設等総合管理計画施設類型別個別施設計画において、「廃止（除却）又は一般市民への利用に供さない施設への転用なども含めて検討する」とされており、本施設が新耐震基準以前の建物であることから、利用者の安全性を最優先と考え、令和2年3月末をもって廃止するもの。

現在、体育協会、スポーツ少年団代表や、昨年中に定期的に利用実績のある全ての利用者に対し、本件についての説明を行っている。今後、利用者の希望を聞き、スムーズな移行ができるよう、取り組みたいと考えている。

【質疑応答】

- 教 育 長：利用団体等の反応はどうか。
- 事 務 局：スポーツ少年団及び体育協会からは了解したとの返事をいただいている。他の施設へ移行することにより、既に他の施設を利用している団体にも影響してくるので、体育協会から利用者・利用団体への案内に協力するとの声をいただいている。約7割のその他利用団体からも了解したとの返事をいただき、代表者から団体加入者へ説明するとのことであった。現在の利用と同じ曜日・時間で、空き施設の紹介をして欲しいとの要望を聞いている。
- 教 育 長：代替施設への移行はどのような状況か。
- 事 務 局：定期的に利用のある団体については、同じ曜日・時間において社会体育施設と学校施設への移行が可能と見込む。
- 委 員：泉川中学校の部活動と加茂小学校の運動会練習でも利用しているが、学校へは連絡しているか。
- 事 務 局：現在連絡を取っているところであり、回答待ちの状態。
- 委 員：加茂体育館を利用しているのは加茂地区の住民が多いと考えるが、代替施設も加茂地域にある施設を利用することができるのか。
- 事 務 局：代替施設については、中央体育館と市民スポーツセンターも含めて検討している。加茂地区では、加茂小学校・泉川中学校・南加茂台小学校・青少年センター・当尾の郷会館を代替施設の候補としている。
- 委 員：利用するのに費用はかかるか。
- 事 務 局：条例に基づいた使用料を負担していただくこととなる。

#### 【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

#### 《議案第49号 木津川市一般会計補正予算第3号について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

#### 〔説明〕

令和元年度第4回木津川市議会定例会に提出の令和元年度木津川市一般会計補正予算第3号の予算案を編成するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ263,620千円を追加し、総額をそれぞれ29,329,537千円とする。

歳出予算9款教育費については、補正前の額4,363,892千円に3,934千円を追加し、4,367,826千円とするもので、一般会計に占める教育費の割合は、14.89%となる。

(資料により、主たる補正事業内容と債務負担行為補正の概要を説明)

**【質疑応答】**

教 育 長：債務負担行為補正にある「東京2020オリンピック聖火リレー等運営業務委託」について問う。

事 務 局：5月27日に木津川市を走ることであり、警備体制等を整える必要があり、2年間の債務負担行為を設定し、今年度から準備にかかる。

委 員：聖火リレーのコースは決定しているか。

事 務 局：本年末までに京都府実行委員会から発表があると聞いている。

委 員：債務負担行為補正にある「市立小中学校及び幼稚園空調設備整備事業」の補正理由は、消費税増税にかかるもののみか。

事 務 局：増額については消費税増税分のみである。当事業については、平成30年度に契約しており、平成30年度分の支払いについては既に済んでいるため、記載されている補正額は、令和元年度から令和13年度までの契約金額となっている。債務負担行為による契約締結において変更契約を行うにあたっては、会計年度独立の原則により、当該年度から契約満了期間において債務負担行為を再度設定し直すこととなる。

**【採決】**

教育長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第50号 木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業に係る契約の変更契約の締結について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

**〔説明〕**

令和元年度第4回木津川市議会定例会に提出予定の契約の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業契約書第69条及び別紙12に基づき、維持管理のサービス対価の改定を行い、消費税及び地方消費税の額を変更したため、変更契約を行う。

契約金額のうち、維持管理のサービス対価に係る消費税及び地方消費税の部分において、27,859,154円から34,643,039円に変更し、6,783,885円の増額となった。

**【質疑応答】**

委員：増額は消費税増税の場合にしか行わないのか。  
事務局：消費税増税のほか、3%以上の物価変動が起こった時は増減する可能性がある。

**【採決】**

教育長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第51号（仮称）新学校給食センター厨房機器等の購入契約の変更契約の締結について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

**〔説明〕**

令和元年第4回木津川市議会定例会に提出予定の（仮称）新学校給食センター厨房機器等の購入契約の変更契約の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の額を変更したため変更契約を行う。

契約金額のうち、消費税及び地方消費税の部分において、22,480,000円から28,100,000円に変更契約し、5,620,000円の増額となった。

**【質疑応答】**

委員：増額は、増税した2%相当分か。

事務局：お見込みのとおり。

委員：第2回変更契約とあるが、第1回の変更契約はどのような内容か。

事務局：第1回変更契約では金額の変更は行っておらず、メーカー都合による機械の品番や仕様が一部変更となったことによる内容変更契約を行っている。

教育長：厨房機器等の設置はいつごろとなるか。

事務局：躯体に直接設置する厨房機器等については、施工に併せて順次導入しているが、施工後に備え付ける機器等については、12月末頃から設置していく予定となっている。

**【採決】**

教育長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第52号（仮称）新学校給食センター調理器具等の買い入れについて》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

令和元年第4回木津川市議会定例会に提出予定の（仮称）新学校給食センター調理器具等の買入れについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。

（仮称）新学校給食センターの調理器具等の買入れについて、株式会社中西製作所との随意契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

主な買入れ調理器具等は、参考資料のとおり。予定価格が34,520,178円、契約金額が34,083,109円であり、差額が小さい理由について、中西製作所の厨房機器に合う調理器具等を購入することとなるため適合する調理器具が限定されており、中西製作所1社との随意契約となるため、予定価格を設定する際に予め定価の6割の金額としたことによる。

【質疑応答】

委員：現在使用している木津学校給食センターと山城学校給食センターの調理器具等は廃棄されるのか。

事務局：規格の合わないものについては廃棄対象である。規格に関わらず使用できるものについては、新センターでも使用する。

委員：食器については継続して使用するのか。

事務局：洗浄機に収まる規格のものが必要となるため、規格に合わないものは新たに購入する。現在、食器の破損等で買い替えが必要となった場合は、旧・新両センターで使用が可能なものを購入している。

委員：食器を購入する予算は計上されているか。

事務局：今年度の新学校給食センター事業費中、消耗品費に計上している。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で承認された。

#### 4. 教育長報告（令和元年10月22日～令和元年11月27日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。中でも次の点について、説明があった。

- ・10月30日 木津川市通学路安全推進会議の開催。木津警察署・国土交通省・京都府・木津川市道路管理者により、危険交差点について対応を協議した。
- ・11月1日 異動職員辞令交付式・京都府内市長（組合）教育委員会研修会。
- ・11月5日～7日 学校管理職ヒアリング。
- ・11月9日 相楽地方小学校体育連盟駅伝大会において、相楽小学校が2位に入賞。

- ・ 11月15日 安心・安全まちづくり会議の開催。木津警察署・市長・教育長・各関係分野が出席し、交通安全・不審者対策・自然災害等、現状や今後の対応について協議を行った。

## 5. その他

### (1) 今後の行事予定

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

### (2) 最近の主な新聞記事について、教育長が説明を行った。

### (3) 次回教育委員会日程について

次回教育委員会は、令和元年12月23日（月）午前9時30分から開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。